

長野市農業委員会第13回総会議事録

- 1 日 時 令和6年2月28日(水)
開始時刻 午前10時00分 終了時刻 午前11時24分
- 2 場 所 講堂(第二庁舎10階)
- 3 出席委員
1 番 阿部 孝二 2 番 北村 守 3 番 駒村 保幸
4 番 青木 保 5 番 久保田清隆 6 番 野池 久
7 番 長谷部 孝 8 番 小池 知永 9 番 渡邊 美佐
10 番 小林 清男 11 番 清水 貢 12 番 鈴木啓佐利
13 番 奥山 雅茂 14 番 山本 忠宏 15 番 祢津 光博
16 番 北澤 万正 17 番 横山 幸季 18 番 高木喜久夫
19 番 曾根 信一 20 番 花見ひとみ 21 番 近藤 利章
22 番 宮崎 治夫 23 番 善財 良治 25 番 和田 修
- 4 欠席委員
24 番 佐藤 隆
- 5 会議に出席した職員
農業委員会事務局
事務局長 上田 哲夫 主 幹 熊井 孝夫 事務局長補佐 笠井 英明
係 長 曾根 明美 係 長 駒村貴久美 主 査 酒井 雅宏
農業政策課
係 長 清水 広一 主 査 高澤 佑貴
- 6 議 事
(1) 農地法等に係る事項について
議案第120号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第121号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第122号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請について
議案第123号 農振除外等に係る意見聴取について
議案第124号 非農地決定について
報告第39号 農地法第4条の規定による届出について
報告第40号 農地法第5条の規定による届出について
報告第41号 農地法第4条の規定による農業用施設(2a未満)の届出について
報告第42号 営農型発電設備の下部農地における農作物の状況報告について
(2) その他農業委員会事務に係る事項について
議案第125号 長野市開発審査会委員の推薦について

曾根会長代理　ただ今から第13回の総会を開催いたします。本日の総会につきまして、現在の出席人数は在任委員25名中24名で、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、総会は成立しております。参考までに申し上げますが、欠席委員は、議席番号24番佐藤隆委員です。挨拶ですが、はじめに青木会長よりお願いします。

青木会長　皆さん、おはようございます。早朝から会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。今朝、早速、いいニュースが入りました。ドジャースの大谷翔平が、オープン戦でいきなり第3打席でホームランを打ったということで、全世界のファンの期待に応えたということで、私、心踊るような、いいニュースでございました。本当によかったと思います。

今、曾根代理からもお話がありましたように、私どもの第19期の委員活動も、2年目をいよいよ迎えようとしております。この1年間、振り返ってみますと、コロナが明けて、ようやく本格的な農業委員会活動ができ、さらにここに来て、地域計画等々の動きも非常に活発になってきたということで、私どもとしては、本来のフル活動の状況に入ってるなというふうに感じております。また、今日、午後、研修会がございますので、その冒頭の挨拶でもご報告を申し上げますけども、地域計画につきましては、今、全国各地で非常に熱意を込めて取り組んでいるというふうなことを、県のほうからも、それから、また私、今、国の検討委員になってまして、国のレベルでもそんな感じを、痛切にひしひしと感じてございます。負けず劣らず、長野市の農業委員会も農業政策課とタイアップして動いているというふうな、私自身も自覚をしております。よろしく、またお願いをしたいと思います。

それから、『農地のつぶやき』にも書いておきましたけども、今年度の米の生産、目安値が過日の農業再生協議会の席上で決定をいたしました。ほとんど昨年と同レベルということで、生産調整含めて、無理なく進めていけるというような数字が決定いたしました。詳細につきましては、またそれぞれのJAさんなり、一部、代表の方々経由で各生産者の方に通知をされるというふうな思っておりますので、ご確認いただきたいと思います。

それからもう一点、裏のページに、皆さん方にご協力いただきました、荒廃農地、特に原野・山林になっている、農地台帳上では農地になってる、それを可能な限り、いわゆる農地の数字の純化という意味で農家の方にご協力いただいて、地目変更をお願いをしたいという活動を3年間、進めてまいりました。おかげさまで毎年、成果出てますけども、少なくとも昨年度は、1年間、見る限り、その数値も大きく減ってまして、令和6年1月末で、

284.5ヘクタールの荒廃農地を農地台帳から削除することができました。でも、まだ2,270ヘクタールがそういう状態で残っております。本来であれば、これは農地として使っておりませんので、できれば農地台帳から消して、純粹なる荒廃地、遊休農地とは何かということ、私どもとしてもぜひ近づけていきたいと思いません。公に出るのは荒廃農地だと、そういう数字出ます。そうすると、この2,270ヘクタールも、いわゆる農地として扱ってられるんですね。そんなことから、いろいろ私も努力しても、なかなか数字に出てこないというようなことから、この活動、始めたんですけど、その動きが着々と出てるというふうに、ご理解いただければと思います。

今日は農地法を中心とした議題が準備されております。皆さまがたのご協力におきまして、スムーズに会議を進めさせていただきたいと思しますので、よろしく願いをいたします。以上で私の挨拶といたします。よろしくお願ひします。

曾根会長代理 青木会長、ありがとうございます。続きまして、上田事務局長より、挨拶と報告事項をお願いします。

上田事務局長 おはようございます。本日はご多用の中、委員の皆さまには、第13回長野市農業委員会総会に、ご出席をたまわりまして、誠にありがとうございます。私からは、本市、令和6年度の当初予算案の概要につきまして、お話しをさせていただきたいと思いません。お手元に、A4版、両面刷、1枚の資料をお配りしてございますので、ご参照願ひたいと思いません。

本市は今年13日、1,650億3,000万円の令和6年度、一般会計、当初予算案を計上しました。対前年比39億3,000万円、24パーセント増となっております。令和6年度、当初予算案の編成の基本的な考え方につきましては、基本方針、メッセージといたしまして、長野市の強みを活かし、未来への戦略的な投資となっております。その中の、長野市の強み、こちら6項目ございまして、この中に多品目で良質な農産物といったものを入れてございます。また、未来への投資に向けた三つの柱といたしまして、これまでの取り組みを確かなものに定着、また、未来を見据え、大きく動きだす変革、そして、長野オリンピック、パラリンピックのDNAを未来につなぐ挑戦と、その中の挑戦の4テーマの中にございます、チャレンジできるまちといった中に、100年後を見据えた農業への挑戦といったものも盛り込んでいる、そのような状況でございます。

農林業関係につきましては、対前年比、1,000万円増の23億4,000万円を計上してございます。また、農業委員会関係でございますが、総会等で委員さんのほうからご要望ございました、タ

ブレット端末 25 台、追加導入を含めます、対前年比、156 万 7,000 円増の 1 億 6,799 万 4,000 円を計上したところでございます。本当初予算案は、今月 21 日に開会をいたしました 3 月市議会定例会に提出をさせていただいてるところでございます。

本日は、ご審議いただきます農地法関連等協議及び報告事項が 9 件、その他、業務に係る事項の協議の 1 件でございます。よろしく願いいたします。

曾根会長代理 ありがとうございます。続きまして議長就任ですが、長野市農業委員会総会会議規則第 6 条の規定によりまして、会長が議長となっておりますので、青木会長に就任をしていただきます。青木会長、議事進行をお願いします。

議長 それでは、規定によりまして議事進行させていただきます。ご協力をよろしく願いいたします。着座にて進行させていただきます。それでは、最初に議事録署名人の指名を行います。議席番号 2 番 北村守委員及び議席番号 3 番 駒村保幸、両委員にお願いいたします。よろしく願いいたします。

議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定で、農業委員会の委員は、自己または同居の親族、もしくはその配偶者に属する事項につきましては、その議事に参与することができないとしております。本日の議事案件に関しまして、当事者または関係者となっている方がございましたらお申し出ください。これについて、よろしいですか。

【該当者なし】

議長 特にいません、該当者なしですね。該当者なしと確認をいたしました。それでは次に、議案の修正等の報告を事務局よりお願いします。

熊井主幹 事務局の熊井です。よろしく願いいたします。初めに資料の確認をお願いいたします。本日、お手元にお配りをいたしました資料と、皆さまに事前にお届けをいたしまして、本日ご持参をいただいております資料につきましては、別紙の総会資料一覧確認用のおりでございますので、それぞれご確認のほうをお願いをしたいと思います。次に、訂正につきましてご説明を申し上げます。別添、第 13 回総会農地法等議案訂正表総会用をご覧くださいと思います。まず、本冊のほうの 27 ページでございますが、報告第 42 号 営農型発電設備の下部農地における農作物の状況報告の番号 2 番、●●の案件でございますが、表の一番右に報告内容欄、ございますけれども、資源エネルギー庁による発電設備の FIT 制度認定が認められなかったため、営農未着手というような形で訂正をさせていただきます。営農の状況と制度の部分について、付け加えをさせていただきました。

次に、地区調査会におきまして訂正表を提出しておるものでございますが、別冊1でございます。農振除外の関係でございますが、議案25 ページ上段の土地所有者（申出者）になっております欄の、●●さんの住所が川中島町御厨●●となっておりますけれども、正しくは御厨の●●でございます。以上、2点、訂正をさせていただきます。説明は以上です。

議長 それでは、議事に入ります。農地法等に係る事項について審議を行います。議案第120号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

熊井主幹 議案第120号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、ご説明を申し上げます。以降、説明につきましては着座にて失礼いたします。本冊1 ページをご覧くださいと思います。番号1番から、5ページの18番までの18件でございます。内容につきましては、所有権移転案件が15件、使用貸借権の案件が3件となります。1番、7番及び14番につきましては、農家創設の案件でございます。3番、4番、6番、8番及び18番につきましては、10アール未満の案件でございます。14番及び15番につきましては、関連案件でございます。2筆をそれぞれ2人に分けまして、使用貸借しておるものでございます。その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっておりますけれども、許可することができない要件について確認したところ、該当しておりません。従いまして、いずれも許可要件を満たしていると判断をいたしました。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長 ただ今、事務局より説明がありました。それでは、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。農家創設を含めてお願いいたします。初めに西部地区調査会長から、1番及び2番お願いいたします。

和田地区調査会長 西部地区調査会の和田です。それでは、1番につきまして説明させていただきます。1番は、農家創設案件です。本件は兄弟間の取引で、無償です。先日、営農計画について説明をいただき、16アールの農地を、JA及び知人の指導を受けて、農業を行っていきたいという熱意のある説明をいただき、将来は販売を目的に野菜栽培を行っていくということであり、許可要件を満たしていますので、承認することに問題はないと認められます。

2番の案件につきましては、自己所有地に隣接してる農地の買い受けて、農業の拡大を図る目的での購入ですので、これは、受人は将来にわたって本件土地で野菜の栽培を行うもので、許可要件を満たしていますので、承認することに問題はないと認められ

ます。以上です。

議 長 続きます、中部地区調査会長から、3番、それから5番、お願いします。

北村地区調査会長 中部地区の北村でございます。3番、4番、5番でありますけれども、まず、3番、4番は、同じ渡人でありましてっていうのは、手がなくなっているので耕作できないということで、3番の場合には、近所の方に、お年は召してるんですけども、野菜を作りたいっていう熱意を持ってらっしゃる方で、小さい面積ですけども譲渡するということになります。

4番は、同じ渡人からですけども、父親同士が知人ということで、買ってもらえないかということでありまして、受人は、粟を作りたいということであります。

それから、5番なんですけれども、5番は、貸人、使用貸借ですけども、この方は地域でも大きくやられてる農家の1人なんですけれども、今回、残念ながら体を悪くしたということで、奥さま1人ではどうしてもできないということで、これについては、隣の農地の人に受けてもらうという内容であります。●●さんというこの方について、この他にも基盤法でいろいろつないでいるという案件であります。基本的に問題ないというふうに判断をいたしました。以上です。

議 長 続きます、南部地区調査会長から、6番から12番、お願いいたします。

小林地区調査会長 南部地区の小林です。6番から12。まず、6番につきましては、篠ノ井塩崎で、10アール未満の所有権移転の案件です。住宅の建設予定をされてる方なんですけれども、併せて、近隣農地の所有権移転をするものでありまして、特に問題ないと判断をいたしました。

続きます、7番ですけども、こちら篠ノ井塩崎で農家創設をされる方でございます。塩崎は、先の台風19号でだいぶ水害にあった地域なんですけれども、そのための遊水地の計画されておりまして、その代替地として、15アールほどですけども購入をいたします。15アールということですので、農家創設が必要ということで、当日、お越しいただきまして、営農計画等の説明をいただきました。その中で、野菜を主に家族で栽培をするということで、許可相当といたしました。

続きます、8番です。こちら塩崎地区になります。所有権の移転案件ということで、こちら遊水地の代替地ということで、10アール未満の農地を購入されたわけですけども、こちらの方は、本籍は千葉県になっております。実際には千葉県には住居を構えておりません、奥さまの実家である千曲市に、現在、

居住しております。そんなに遠い所でもございませんので、特に問題ないと判断いたしました。

続きまして、9番、こちらは篠ノ井小松原地籍になります。こちらは農地、りんご畑の所有権の移転ということで、渡人は東京に居住しております、受人は、7筆ほど、自分のりんご園、果樹園の近くでありますけど、購入するというので、調査会では許可相当と判断いたしました。

続きまして、10番、こちらは篠ノ井の東福寺という地籍になります。所有権移転の案件であります。これは野菜畑なんですけれども、1反歩ほどの面積、15アールほどですね。こちらを贈与されまして、それに伴いまして、贈与される方、兼業農家で、同じ篠ノ井地籍ですけども、有旅という所でお家を構えておられますが、実際には兼業農家であり、この東福寺の農地につきましても、野菜栽培ということで経験等ありますので、許可相当と判断いたしました。

続きまして、11番になります。こちらは大岡の所有権移転の案件であります。受人の自宅、近隣の水田を購入する案件でございます。渡人は、既に安曇野のほうの池田町に居住されておられて、特に問題なく許可相当と判断いたしました。

続きまして、12番、信州新町の案件ですね。こちら、農地なんですけれども、母親からの生前贈与ということでございます。特に問題ございません。許可相当といたしました。以上です。

議 長 ありがとうございます。続きまして、東部地区調査会長から、13番から18番、お願いいたします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。まず、13番ですが、所有権移転の案件ですが、渡人が、他所に大きなほ場を、今回求めたということで、該当地については他の人に譲りたいという中で、隣で耕作をされていた受人のほうへ所有移転が行われたというものでございます。渡人のほうの、ほ場の購入については、経基法による手続きで進められるということで、こちらの土地につきましては、受人の人、経基法が使えないということで、3条で先行して手続きが進められているものでございます。

あと、14と15が、対象が同じ農地ということで、借り受けしたのになります。14番は農家創設の方です。借受人は会社へ現在お勤めということで、兼業での農家ということになります。お住まいが安茂里になるんですけど、農地の所在は若穂の保科ということで、離れてはいますが、勤務先が保科に近い場所であるという中で、畑の通いにもそんなに時間を要しないと。また、建設関係の会社にお勤めという中で、農業に携わる時間というものが取れるのかということなんですけども、十分、確保は可能だとい

うことです。これも当該地の借受人が、ご自身の家を建てるための土地を探していた中で、土地の所有者の農地について、耕作の後継者を貸付人のほうで探していらした中で、今回、借り受けることになったというような内容です。作物については、自家消費の栽培を行うということでございます。

15番なんですが、同じ、その2筆の土地の中で、その農地の周囲を利用して果樹の栽培を行っているという方でございます。こちらの借受人は貸付人のお孫さんに当たる方で、りんごとか栗だとか、その畑の周囲に植栽されて、以前から、耕作、行っていたものを、今後、継続して行うという中で、今回、手続きがなされたものでございます。借受人の孫の住所が鶴賀ということで、ほ場から離れてはいるんですけども、ほ場においでになったときには、弁当持ちで1日、一生懸命、作業に励んでいらっしゃるということでございます。

それから、16番につきましては、渡人と受人と、義理の親子関係にある方でございます。以前から受人のほうに使用貸借権で耕作をされていたということで、今回、あらためて所有権移転の手続きをされた中で、また今後もぶどう栽培に励んでいかれるというものでございます。

17番につきましては、所有権移転ですけれども、以前に土地を所有されていた、受人のおじいさんに当たる方が亡くなられ、それを相続で、受人のおじさん、おばさんが相続をされた。そういう中で、今回、実際に以前から農地を耕作されていた甥である受人のほうに所有権を移転したというものでございます。相続関係ということで、共有名義の農地を、今回、甥に当たる方が、所有権を移転されたというものでございます。受人は、経営する飲食店などで提供する野菜、そういったものを栽培していくこととあります。

18番につきましては、渡人のほうが、果樹が専門、本業であるという中で、今回、この畑地を受人のほうに所有権移転をされるものであります。この畑地が袋地の農地で、受人の土地を通らないと、その畑地には出入りができないという中で、以前から耕作に当たっても、いろいろ支障があったというような状況でありました。ということで、今回あらためて、その隣接の受人のほうに所有権が移転されたものでございます。受人については、自家消費の野菜栽培ということで、家族全体で耕作に当たりたいというようなこととございます。ということで、いずれも異議はなく、許可相当と判断をしたものでございます。以上です。

議

長 ありがとうございます。以上、農地法第3条、18件の調査会長からの報告を終えました。これより質疑に入ります。ただ今の

案件について、事務局の説明及び各地区調査会長からの報告につきまして、委員の皆さんのご発言ある方はお願いいたします。いかがでしょうか。ご質問、いいですか。

【質疑なし】

議 長 それでは、ご質問、意見ございませんので、採決に入ります。議案第 120 号につきまして、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 120 号につきましては原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 121 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹 議案第 121 号 農地法第 5 条の規定による許可申請につきまして、ご説明申し上げます。7 ページをご覧いただきたいと思ます。番号 1 番から、10 ページの 8 番までの 8 件でございます。

1 番につきましては、砂利採取用地として利用する一時転用案件でございます。一時転用につきましては、許可の日から 1 年間としております。2 番は、駐車場及び庭を設置する転用案件でございます。3 番は、資材置場を設置する転用案件でございます。4 番は、駐車場を設置する転用案件です。5 番は、資材置場として使用する一時転用案件で、許可の日から令和 7 年 3 月 20 日までとしております。6 番は、駐車場及び物置を設置する転用案件です。7 番は、駐車場を設置する転用案件です。8 番は、倉庫を建築する転用案件でございます。また、1 番及び 3 番につきましては、備考欄に機構意見の記載がありますとおり、30 アールを超えるものでありますため、長野県農業委員会ネットワーク機構に意見を述べる案件でございます。北信地区常設審議委員会及び県常設審議委員会で審議をいただいた結果を踏まえて、長野県で許可の判断を行うものになります。

その他の内容につきましては、議案の記載のとおりとなっておりますが、許可要件等に照らし、特に問題はないと判断いたしました。なお、先月の総会で許可すべきものとして決定をいただき、県に進達しておりました農地法第 4 条の 2 件及び第 5 条の 5 件につきましては、全て許可済みとなっておりますので、併せてご報告申し上げます。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。それでは、各調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに北部地区調査会長から、1 番及び 2 番お願いし

ます。

善財地区調査会長 北部の善財です。1番につきましては、先ほど説明があったとおり、賃貸借権設定による1年間の一時転用案件であります。面積が3,600㎡ほどと広範囲になりますけれども、本件につきましては、砂利採取後の現状復旧も予定されておりまして、周辺農地への耕作に対する大きな支障はないと思われま

す。続いて、2番なんですが、有償による所有権移転案件であります。受人が、ここに居を構えて数年たつわけですが、近隣に駐車場が欲しい、それから庭も設置したいということでありまして、この申請地は県道と農道に挟まれた傾斜地にある畑でありまして、直接、影響のある隣接農地の所有者からは了解を得られておりまして、近隣の人への支障はないというふうに判断いたしました。以上です。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から、3番及び4番、お願いいたします。

北村地区調査会長 3番でありますけれども、18号線沿いにある●●が、資材置場として転用したいという案件であります。機構意見の案件なので、一応、担当の推進委員の方と2人で、社長と面談しながら現地を確認したということになります。●●の既存の倉庫、テント倉庫等あるんですけども、それが、現在の建築基準法ではまずいということで、解体をするということになりまして、隣接の農地に、代わりに資材置場を設置するということでもあります。水路とか境界、そこはきちっと土留めをするということを確認をしております。資材置場ですので、周辺の営農には支障はないということ、調査会では判断をいたしました。

次に、4番なんですけれども、これも、受人はこの地域で15年ほど中古車販売をやっている業者なんですけれども、既存の事業地では手狭になったということで、今回、新たに隣接にある当該地を、駐車場として転用したいという案件になります。当該地は遊休農地として、ずっと見ていたところなんですけれども、今回、こういうふうに転用ということになります。肝心の周りは雑種地でありまして、農業は行われておりませんので、一応、周辺農地の営農状況には支障はないということでもあります。それと、大きな水路と接しておりますので、ここに対しての維持管理、これも事業計画書にきちっと書かせるということで、調査会では許可相当ということで判断をいたしました。以上であります。

議 長 続きまして、南部地区調査会長、5番及び6番、お願いします。

小林地区調査会長 南部地区の小林です。5番につきましては、こちら、塩崎地区における水道管工事用の資材置場としての一時転用であります。期間は約1年ということでございます。特に問題等ないということ

で、許可相当と決定いたしました。

続きまして、6番ですけれども、篠ノ井小森地区になります。こちらにつきましては、従来より、小森地区の公民館の物置及び駐車場として、現在、使用しておったんですけれども、登記名義人が上田に在住でございまして、土地の寄進の申し出があったということで、今回、是正の転用申請が行われました。各法令に照らし合わせて、許可相当といたしました。以上です。

議 長 それでは、最後に東部地区調査会長から、7番、8番、お願いいたします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。7番ですが、借受人の●●が、農地を駐車場に転用したいというものでございます。これは、同じ身内の役員の所有する農地を転用したいというものでございます。ただ、実はこの農地は、以前から資材置場として届出がなされない状態で使用がされていたということで、今回、あらためて現状復旧をした上で、是正、追認、駐車場への転用ということでの申請でございます。これ、事務所の拡張、事務所が手狭ついでということで、拡大移転するというので、従来の駐車場を敷地に用いる、そういう中で、新たな駐車場が必要となるという状況でございます。

8番につきましては、●●株式会社の倉庫を増設するというものでございます。会社側では、二酸化炭素の排出削減とか、労働時間の環境の改善というようなことで、そういった面から、倉庫を新たに設けるということでございます。当該地の周辺は、既に宅地開発もかなり進んでいるという中で、ただ、西側に農地が存在する、そういった農地に対しては、建物のセットバックというようなことで、日照対策、また、雨水についても排水対策等、しっかりと講じた上で、倉庫を建設するという内容でございます。ということで、いずれも周囲への影響等も特に問題ないということで、許可相当と判断をしたものでございます。以上です。

議 長 ただ今、農地法第5条、8件について、各地区調査会長から報告をいただきました。ただ今の報告及び事務局の説明を含めて、ご発言のある方の挙手を求めます。いかがでしょうか。特によろしいですか。

【質疑なし】

議 長 それでは、採決に入ります。議案第121号について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成の確認をいたしました。よって、議案第121号は許可相当と決定いたしました。

続きまして、議案第122号 特定農地貸付に関する農地法等の

農業政策課
清水係長

特例に関する法律第3条の規定による承認申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

農業政策課、農政担当の清水と申します。議案書 11 ページでございます。本件につきましてご説明を申し上げます。本件は市民農園開設のための申請でございます、申請者は●●でございます。事業対象地はいずれも大字徳間地籍でございます、場所といたしましては、市立長野高校から昭和の森公園に上っていく市道沿いにごさいます、長野養護学校の北側にある農地3筆でございます、合計面積、1,131㎡でございます。●●につきましては、●●地区住民自治協議会に位置付けられた団体でございます、構成メンバーも、住自協の役員または選出された方という団体でございます。現在、若槻地区内の21カ所で、238区画の市民農園を運営しているところがございます、この開設に当たりましては、本件同様の承認をいただいているところがございます。今回の申請地につきましては、既設の●●市民農園の隣接地ということで、全体面積、1,131㎡に対し、12区画の整備を計画しております。

議案書、項目の可決承認の4要件をご覧いただきたいと存じます。周辺農地の利用に支障を及ぼさない位置にあり、妥当な規模を超えないことをはじめといたしまして、参考に、現地の状況をお示ししてございます。4項目におきましては適正な計画であると考えております。そのことから、いずれの要件とも、判定を可として、お諮りするものでございます。

最後に、北部地区調査会でご指摘の事項につきまして、補足をさせていただきたいと存じます。一つ目といたしまして、●●、借り受けた農地を、市民農園として貸し付けるというような形になるんですが、借受単価につきましてご質問がございました。制度といたしましては、まず、土地所有者と中間管理機構であります県農業開発公社が、賃貸借契約を締結して、貸借権を取得した上で、その貸借権につきまして公社と、今回でいきますと、●●が、別途、賃貸借契約を締結して、農園を開設するという形になりますが、今回の申請地につきましては、公社のほうに確認いたしましたところ、従来からの●●との開設当時の賃貸借単価等を踏まえまして、年額で、1㎡当たり10円として準備をしているということで、お聞きをしております。

二つ目のご質問といたしまして、貸付期間が5年間ということで定められておるんですが、引き続き継続して同じ場所で市民農園としての貸し付けを行う場合、あらためて本件同様の申請が必要になるかどうかというところがございます。こちら、県に確認いたしましたところ、申請内容に変更なく、5年経過により賃貸

借契約のみ更新するようなケースでは、あらためてのご承認は不要だとの回答をいただいたところでございます。

なお、開設に当たりまして、適正な貸し付けの確保のために、県農業開発公社、市、●●、3者によりまして、貸付協定を締結しておりますが、こちらにつきましては具体的な策定期間を定めておりませんので、貸付内容の変更がなければ、5年後、貸付期間後も継続というような形になりますれば、協定は継続することとなります。私からの説明は以上となります。ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

議 長 　ただ今、議案の説明を農業政策課のほうからいただきましたけれども、一部、調査会の報告事項も含まれておりますけれども、あらためて北部地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。

善財地区調査会長 　北部の善財です。農業政策課さん、子細にわたって説明、ありがとうございました。北部調査会での審査の中でも、ただ今、説明いただいた内容につきまして説明をいただきまして、それぞれ問題がないという結論に至りましたけれども、本件申請地は立地条件が良好な場所でありまして、先ほど説明があつたとおり有効活用が見込めるということで、農地貸付規定が明文化されている他、先ほども説明ありましたとおり、開設者、それから市長、それから長野県農業開発公社との間で結ばれた貸付協定が締結されているということで、問題ないと判断いたしました。以上です。

議 長 　ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。ただ今の農業政策課及び地区調査会長からの報告について、ご発言のある方の挙手を求めます。よろしいですか。

【質疑なし】

議 長 　それでは、採決に入ります。議案第122号を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 　ありがとうございました。全員の賛成を確認いたしました。よって、議案第122号は原案のとおり承認いたしました。

　続きまして、議案第123号 農振除外等に係る意見聴取についてを議題といたします。農業政策課から議案の説明をお願いいたします。

農 業 政 策 課 　農業政策課、高澤と申します。よろしく申し上げます。議案第
高 澤 主 査 123号 農振除外等に係る意見聴取について、ご説明申し上げます。

　別冊1、第13回農業委員会総会議案農振除外等に係る意見聴取についてをご覧ください。めくっていただいて、資料1ページに除外案件受付表がありますので、ご覧ください。今回の農業振

興整備計画の変更は、除外4件、軽微変更2件です。

それでは、詳細を説明させていただきます。まず、資料の2ページ、除外番号1です。事業計画者の●●さんが、申出地2筆に、農業用倉庫及び宅地通路及び住宅倉庫を建設するために申し出するものです。除外申出地は、山田中●●で、地目は畑、除外面積は1,123㎡、土地改良事業等の実施はありません。農地法は2種農地で、非代替性により転用見込みあり、開発許可は、都市計画区域外のため許可不要となっています。また、除外6要件は、②については、地域計画策定中のため要件から除いておりますが、その他は全て満たしている状況です。

続いて内容説明ですが、申請地について、昭和45年頃に申請者の父親が牛舎と農業用倉庫を建築し、利用していました。この件について、農振除外の手続きが必要という認識がなかったため、今回、あらためて申し出するものです。また、住宅の隣接地のため、軽微変更ではなく、農振除外の申請として取り扱います。3ページに位置図、4ページに配置図、5から6ページに平面図、7ページには現況写真を添付していますので、参考にご覧ください。

次に8ページ、除外番号2です。事業計画者は、●●株式会社になります。事業計画ですが、申出地に事務所及び駐車場を建設するため、申し出するものです。除外申出地は●●、外3筆、地目は畑、除外面積は911㎡、土地改良事業等の実施はありません。農地法は2種農地で、既存の拡張で転用見込みあり、開発許可は都市計画区域外のため許可不要となっています。また、除外6要件は、②については地域計画策定中のため要件から除いておりますが、その他は全て満たしている状況です。

続いて内容説明ですが、事業計画者の業績は堅調に推移しており、昨年夏に、隣接する工場敷地内につり上げ重量10トンのクレーンを設置したことにより、敷地が手狭となっているため、申し出するものです。9ページに位置図、10ページに配置図、11から12ページに平面図、13ページに立面図、14ページに申出地の現況写真を添付していますので、参考にご覧ください。

次に15ページ、除外番号3です。事業計画ですが、申出地に農家住宅を建設するため、申し出するものです。除外申出地は、篠ノ井塩崎字西松ヶ原●●、外2筆、地目は畑、除外面積は525㎡、土地改良事業等の実施はありません。農地法は1種農地で、集落接続のため転用見込みあり、開発許可は、60条証明により許可不要となっています。また、除外6要件は、②については、地域計画策定中のため要件から除いておりますが、その他は全て満たしている状況です。

続いて内容説明ですが、事業計画者は、田の耕作に加え兄の田畑の耕作も手伝いをしていますが、現在、住んでいるアパートから、農機具等が置いてある兄の住んでいる実家まで遠いため、実家近隣である申出地に農家住宅を建設するため、申し出するものです。16 ページに位置図、17 ページに配置図、18 ページに平面図、19 ページに立面図、20 ページに申出地の現況写真を添付していますので、参考にご覧ください。

次に 21 ページ、除外番号 4 です。4 番については、既存敷地が分かるよう追加資料を作成させていただきましたので、そちらもご覧ください。事業計画者は●●株式会社になります。事業計画ですが、申出地に駐車場を建設するため、申し出するものです。除外申出地は、穂保●●、地目は畑、除外面積は 2,466 m²、土地改良事業等の実施はありません。農地法は 1 種農地で、既存の拡張により転用見込みあり、開発許可は許可不要となります。また、除外 6 要件は、②については地域計画の策定中のため要件から除いておりますが、その他は全て満たしている状況です。

続いて内容説明ですが、事業計画者の業績は堅調に推移しており、事業拡大等に伴い、駐車場を新たに確保する必要があるため、申し出するものです。22 ページに位置図、23 ページに配置図、24 ページに申出地の現況写真を添付していますので、参考にご覧ください。

次に 25 ページ、軽微変更番号 1 です。事業計画者は●●さんになります。事業計画ですが、申出地の一部を農業用倉庫として利用していたため、追認案件として申し出するものです。申出地は、川中島町御厨字中沢●●、地目は田、軽微変更面積は、260 m²のうち、157.19 m²。農地法は、農業用倉庫で見込みあり、開発許可は許可不要になります。また、除外 6 要件ですが、1、3、4、5 は、条件を満たしていることを確認しております。②については、地域計画を策定中のため、⑥については、軽微変更の場合、変更後も農業の用に供することから、土地改良事業等の完了から 8 年未経過の条件を満たす必要はないため、要件から除いております。

続いて内容説明ですが、40 年ほど前に、本件土地登記名義人の親族が農業用倉庫を設置し、10 年ほど前に事業計画者が農業用倉庫を借り受けたが、農用地区域の用途区分変更が必要という認識がなかったため、今回、あらためて申し出するものです。26 ページに位置図、27 ページに配置図、28 ページに平面図及び立面図、29 ページに申出地の現況写真を添付していますので、参考にご覧ください。

次に 30 ページ、軽微変更番号 2 です。事業計画者は●●さん

になります。事業計画ですが、申出地の一部を農業用倉庫として利用していたため、追認案件として申し出するものです。申出地は、篠ノ井小松原●●、地目は田、軽微変更面積は、1,268 m²のうち、36.82 m²。農地法は、農業用施設2アール未満の関係で見込みあり、開発許可は許可不要となります。また、除外6要件ですが、先ほどと同じように、1、3、4、5は、満たしていることを確認しております、2番につきましては、地域計画策定中のため、6については、変更後も農業の用に供することから、土地改良事業等の完了から8年未経過の条件を満たす必要はないため、要件から除いております。

続いて内容説明ですが、事業計画者は申請地で田を耕作しており、農業用の道具や機械を置くために、令和5年の8月頃に倉庫を建築しましたが、農用地区域の用途区分変更が必要という認識がなかったため、今回、あらためて申し出するものです。31ページに位置図、32ページに配置図、33ページに平面図及び申出地の現況写真を添付しておりますので、参考にご覧ください。農振除外及び軽微変更について、説明は以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 　ただ今、農業政策課より説明がございました。それでは、北部地区調査会長から、順次、検討結果や意見等についてご報告をお願いいたします。まず、北部地区調査会長から、農振除外番号4番についてお願いいたします。

善財地区調査会長 　北部の善財です。議案の21ページからになりますが、よろしく申し上げます。本日、資料の追加配布をいただきましたけれども、記載のとおり、北部工業団地の中にある企業の駐車場が不足しているという案件でありまして、現在、用水の東側に第1駐車場、第2駐車場がありますけれども、それに追加して、もう1区画を駐車場にしたいというものでありまして、本件、除外要件を満たしていると判断いたしまして、除外妥当と判断いたしました。以上です。

議 長 　続きまして、西部地区調査会長から、農振除外番号の1番についてお願いいたします。

和田地区調査会長 　西部地区調査会の和田です。1番の事案ですが、4ページの資料を見ていただきたいんですが、右下のほうに⑰、これが申請人の自宅です、その近くに倉庫を建築したということだったので、内容説明は事務局のとおりですが、申請人は、農地に倉庫を建設して長らく利用してきたもので、今回、あらためて申し出をして農振除外を行うもので、周辺農地等に影響を及ぼさないため、承認することはやむを得ないと認められます。以上です。

議 長 　続きまして、中部地区調査会長から、軽微変更番号1番について

てお願いします。

北村地区調査会長 25 ページをお開きいただきたいと思うんですが、先ほど説明がありましたとおり、追認案件であります。申出者は、相続で入手したときに倉庫が建っていたものを、隣接を耕作していただいている事業計画者をお願いしてやっていたんですが、今回、あらためて申請するということになりました。調査会では、原案どおり問題なしというふうに判断をいたしました。以上になります。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から、農振除外番号3番及び軽微変更番号2番について、ご報告をお願いします。

小林地区調査会長 除外ナンバー3、こちらは塩崎地区での案件でございます。こちら、先ほど農業政策課のほうからご説明ありましたけれども、農家住宅を建設するという案件でございます。こちら調査会で検討いたしましたけれども、特に問題ないということで、許可相当といたしました。

もう1件、軽微変更ですけれども、こちらは篠ノ井小松原地区ということになります。川中島の四ツ屋との、ちょうど境の所にあるんですけど、これ、古くから許可もなく小屋を建ててしまっていたという追認になりますけれども、特に近隣に迷惑になることはないということで、新たに申請をいたしました。従いまして、許可相当ということでお願いいたします。以上です。

議 長 それでは最後に、東部地区調査会長から、農振除外番号2番についてお願いします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。こちらの農地は、地蔵峠、上田市方面に向かう道路沿いにございます。集落からかなり入る、上のほうに進んだ山中というか、かなり山の中に存在するというような工場にございます。既にその工場は存在していたんですけど、今回、新たに事務所を設けるといふものでありまして、対象の農地は、以前からかなり荒れた状態であったということで、今回、この農振除外については問題ないと判断されます。つまり、他の農地への影響も見受けられないという中で、今回の除外については許可と判断をしたものでございます。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の農業政策課の説明及び地区調査会長からのご報告につきまして、ご発言のある方の挙手を求めます。特にありませんか。

【質疑なし】

議 長 ないようでございますので採決に入ります。議案第123号の案件につきまして、農振除外及び軽微変更が相当と決することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員賛成を確認いたしました。よって、議案第123号は原案の

とおり相当と決定し、長野市長に意見書を提出いたします。

続きまして、議案第 124 号 非農地決定についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

熊井主幹 議案第 124 号 非農地決定につきましてご説明を申し上げます。農地法等の議案の本冊をご覧をいただきたいと思います。13 ページでございますが、番号 1 番から 24 番まででございます。非農地決定につきまして、下段に面積の集計を載せてございます。今月、ご決定いただくものにつきましては、原野が 24 筆で、10,634 ㎡でございます。説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長 それでは、ただ今、事務局から説明がありましたけども、この内容につきましてご発言のある方の挙手を求めます。特別、ないですかね。

【質疑なし】

議長 ないようでございますので、採決に入ります。議案第 124 号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 全員の賛成を確認いたしました。よって、議案第 124 号につきましては原案のとおり決定いたしました。

続きまして、報告第 39 号 農地法第 4 条の規定による届出について、報告第 40 号 農地法第 5 条の規定による届出について及び報告 41 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設（2 アール未満）の届出についてを、事務局より説明をお願いいたします。

熊井主幹 報告第 39 号 農地法第 4 条の規定による届出につきまして、ご報告を申し上げます。15 ページをご覧いただきたいと思います。番号 85 番から 18 ページの 99 番までの 15 件でございます。農地を農地以外に転用する場合につきましては県知事の許可が必要でございますが、市街化区域内の農地につきましては、あらかじめ農業委員会に届出をすればよいことになっております。4 条の届出となります。内容につきましては記載のとおりとなっております。書類等に特に問題はなく、事務局長専決によりまして受理しておりますので、ご報告を申し上げます。

続きまして、報告第 40 号 農地法第 5 条の規定による届出について、ご報告申し上げます。19 ページをご覧いただきたいと思います。番号 184 番から、24 ページの 204 番までの 21 件でございます。同じく市街化区域内の届出でございます。5 条の届出、転用の届けとなります。内容につきましては記載のとおりとなっております。書類等に問題はなく、事務局長専決によりまして受理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第 41 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設、2 アール未満の届出につきまして、ご報告を申し上げます。25 ページをご覧いただきたいと思います。番号 1 番及び 2 番の 2 件でございます。内容につきましては記載のとおりとなっております。書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。以上、報告案件 3 件につきましてご説明をいたしました。よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今、事務局から、報告第 39 号、第 40 号及び第 41 号について説明がありました。この内容につきましてご発言のある方は挙手をお願いいたします。特別、ありませんかね。

【質疑なし】

議 長 それでは、報告事項でございますのでご了解をいただきたいと思ひます。

続きまして、報告第 42 号 営農型発電施設の下部農地における農作物の状況報告についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹 報告第 42 号、営農型発電施設の下部農地における農作物の状況報告について、ご報告申し上げます。27 ページをご覧いただきたいと思ひます。番号 1 番から、28 ページの番号 5 番までの 5 件でございます。支柱を立てまして、太陽光パネルを設置したまま、その下で営農を行う太陽光発電設備につきましては、転用期間を限定した一時転用の取り扱いになります。期間は原則 3 年でございますが、2 番及び 10 番を見ていただきますとおり、期間 10 年となっております。荒廃農地を活用する場合等につきましては、10 年となるものでございます。いずれも下部農地における営農の継続を前提としておりますので、農林水産省からの通知で、転用許可を受けた者は、下部の農地で生産された農作物に係る収量等の状況を、収穫した年の翌年の 2 月までに許可権者の長野県に報告することになっております。また、5 件の報告内容は記載のとおりですが、農作物の状況報告に際しましては、報告内容が適切であるかどうかにつきまして、知見を有する者の確認を受けることとなっております。

1 番は、穂保地区で、ワラビの栽培でございます。右側の報告の内容に記載のありますとおり、10 アール当たり単収量は 128.5 キログラムになりまして、目標単収量、280 グラムの 46 パーセントで、目標には達しておりません。また、今年の暑さと水不足から、前年の収量、135.7 キログラムを 7.2 キログラム下回る結果となりましたことから、収量の増加を目指しまして土壌改良等に取り組んでいるところでございます。なお、確認につきましては、長野地域振興局林務課で行っております。

2番につきましては、昨年の2月の第37回総会におきまして、農地法第3条の申請を許可するとともに、農地法第5条の申請につきまして許可相当と判断し、北信地区常設審議委員会及び県常設審議委員会での審議の結果を踏まえまして、長野県で許可と判断をしたものでございます。本件につきましては、資源エネルギー庁による発電設備のFIT制度認定が認められなかったため、営農は未着手の状況でございます。現在、今後の手続きといたしまして、県との協議を進めているところでございます。

3番につきましては、小田切地区でワラビの栽培でございます。今年度の単収量は161キログラムで、収量目標の94パーセントとなります。スーパーに出荷するなど、販路の拡大を図っているところでございます。なお、確認につきましては、NPO法人●●の●●副理事長が行っているところでございます。

4番は、若穂地区での花と苗の栽培でございます。全国のパンジー苗の平均単収は、10アール当たり43,856個に対しまして、実績といたしまして42,000個でございました。この確認につきましては、地区担当の宮沢農地利用最適化推進委員さんが行っているところでございます。

5番につきましては、松代地区でブルーベリーを栽培するものでございますが、昨年5月に作付けし、10月には大きな鉢へ植え替えを行い、育苗中でございますため、今のところ収穫がないという状況でございます。以上5件の報告書を許可権者でございます長野県に提出をいたしましたので、ご報告申し上げます。説明は以上です。

議 長 　ただ今、事務局から説明がありました。これより質疑に入ります。ただ今の説明につきまして、質問及び、ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 　質問等がないようでございます。報告案件でございますので、ご了解をいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは次に、その他農業委員会業務に関する事項について審議を行います。議案第125号長野市開発審査会委員の推薦についてを議題といたします。事務局から本案件の説明をお願いいたします。

笠井事務局長補佐 事務局の笠井です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。本日、お手元にお配りさせていただきました資料1、A4の1枚紙をご覧いただきたいと思っております。議案第125号長野市開発審査会委員の推薦についてでございます。

まず1番、依頼ということでございますが、長野市の建設部建

築指導課が担当しておりまして、こちらから依頼がありました。依頼文書は裏面にコピーが付けてございます。令和6年の3月末をもちまして現委員の任期が満了するということで、農業委員会から引き続き委員を推薦してほしいということでございます。

2番に開発審査会の概要がございしますが、都市計画法第78条に基づき設置されているということで、当委員会からは委員として1名選出ということになっておりまして、南部地区調査会長の小林委員さんに、現在、出ていただいております。

3番の、候補者の推薦ということでありまして、事務局としましては、引き続き小林南部地区調査会長様に、受けていただけましたらと考えております。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました。ただ今の説明に対しまして、何かご発言のある方は、挙手をお願いいたします。特によろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 質問がないようでございますので採決を行います。議案第125号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員、原案どおり賛成を確認いたしました。議案第125号 長野市開発審査会委員の推薦については、原案のとおり決定いたしました。小林委員さん、引き続き大変ですけれども、よろしく願いいたします。

小林地区調査会長 お願いします。

議 長 以上で予定をしておりました議案が全て終了いたしました。特別、議案等に関するご意見がなければ、私の議長を退任いたします。よろしいですかね。

それでは、審議に対するスムーズな進行、ご協力いただきまして、ありがとうございます。以上で議案の審議につきましては終了いたし、進行を曾根代理にお渡しします。お願いします。

曾根会長代理 青木会長、大変お疲れさまでした。以上で本日の議事は終了となりました。次の8その他に移ります。本日の議事全体を通しまして、皆さまからご意見等ありましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。なければ、事務局から今後の日程について説明をお願いします。

笠井事務局長補佐 次第をご覧いただきたいと思います。次第の一番下に、参考としまして、今後の日程、次回の第14回総会の日程が記載させていただきます。令和6年3月28日の木曜日、午後1時30分から午後4時まで、場所は本日と同じ講堂となっております。ご予約の

ほど、よろしく願いいたします。

また、次第の裏面をご覧くださいと思います。下段の3番、今後の会議等日程一覧でございます。新しく載っておりますのは、5番、第15回総会及び合同研修会です。地区調査会の中には、まだ日程、不確定でしたけれども、本日、決定しております。日時が、令和6年4月30日の火曜日、総会が13時30分から15時15分、研修会が15時30分から17時の予定で、場所は今回と同じ講堂で行いたいという予定でございます。大変、お忙しいところ申し訳ございませんが、予定を入れていただきますよう、お願いいたします。

もう一点、私のほうからご報告よろしいでしょうか。本日、配布してございます、資料、その他というA4、1枚の紙をご覧くださいと思います。本件は、令和6年1月31日開催の第12回総会の議案第118号 令和5年7月1日の豪雨災害で被災した農地等復旧に対する要望についてにおける質問事項と、その回答について農地整備課からの回答をまとめたものでございます。

質問の一つ目としまして、分担金の減免について、県内の適用市町村の状況はいかがかというものがありませんという回答でございます。ただ、長野市は、条例の分担金の減免規定により実施しています。また、県内各市町村においても、それぞれの条例等によって対応しておりますということです。

続きまして、2の分担金以外の災害復旧にかかる財源の割合、こちらにつきましては表のようにまとめさせていただきました。表の左の所、見ていただきますと、通常災害と激甚災害、この2種類にまず分かります。その中でも、国庫対象事業、それと国庫対象外、それ以外の事業という形に分かれてまいります。最初に、通常災害につきましては、所有者、耕作者の分担金の負担割合は10パーセントでございます。また、激甚災害の耕作地は、所有者の分担金の負担割合は3パーセントということになります。ですので、残りの割合につきましては、通常災害でいきますと、国庫対象事業でありますと、国が50パーセント、長野市が40パーセントとなります。また、国庫対象以外の事業になりますと、長野市が90パーセント全て持つという形です。激甚災害になりますと、こちらのほう、下の注意書きにもありますように、国の災害復旧費の負担割合は変動するという形ですので、一概にいくらというふうには言えません。例としまして、令和4年度の実績を記載させていただきました。国庫対象事業でいきますと、国が92パーセント、長野市が5パーセントで、残り所有者さんが3パーセントという形になります。これが国庫対象以外の事業という形になり

ますと、長野市が 97 パーセント、全て持つというような形でございます。説明は以上になりますが、またご覧いただければと思います。よろしく願いいたします。

阿 部 委 員 すいません。把握していませんって、今の資料にあるのだけど、把握してなければ、把握して報告してもらいたいというのが趣旨なもので、把握してないっていう回答は、あまりにも行政に携わる関係からいくとまずいんだと思うんだ。具体的にいうと、長野市が通常災害では 10 パーセント、それから激甚で 3 パーセントの所有者が負担するとなっているわけだけど、77 の町村で、長野県の中でどういう割合で耕作者が負担しているのかっていうことを、あらためて担当課に報告を求めるようにしてください。以上です。

曾 根 会 長 代 理 よろしいでしょうか。阿部委員さん、いいですか。他にご意見等ありましたら。よろしいでしょうか。では、以上をもちまして第 13 回の総会を終了とさせていただきます。大変ありがとうございました。